

- 9月議会設置決算特別委員会での、2004年度決算の書面審査の概要をご紹介します。  
(その4)

決算特別委員会 **知事直轄書面審査** 2005年10月31日

## **新井進（日本共産党 京都市北区）**

### **【新井】**

知事部局で15年までで490人、そして16、17年の2年間で380人、そして18年から20年の間で620人の減というふうになっていくと思うが、ひとつは率直に言って16年、17年の380人はだいたい振興局の再編と洛東病院の廃止関連が大きな比重を占めてると思うが、あと3年間で620人の減というふうになった場合に職員数そのものは退職不補充で減っていくというのはできるわけだが実際の現場のところでどういう人員配置をしていくかというんやったら部署がどうなるかという問題になってくる。その点で620も減らせる中身が今後見えてるのかどうかお聞きしたい。もうひとつはこれだけすでにこの7年ほどの間に870人減らしてるわけだが、そのことがいわゆる府民サービスとの関係や職員の労働条件との関係で問題は生じていないのかお聞かせください。

### **【★】**

今後620名の削減をしていく計画になっているが、ひとつには旧来のやり方は5%削減ということで★をとってたが16年からの★プランにおいては具体的な事業に沿ってチェックしていこうということで、委員ご指摘のとおり地域機関の再編、権限委譲に伴う削減さらには今後★をさらに推し進めるということとか電子★、これが今のところ予定では19年からスタートするというので今具体的に進めているが、そういう電子★の推進、さらにはいろいろ民間委託なんかも京都府の場合もやっているがまだまだいろいろところで具体的にやるだろうということで総点検をしている。そして、それ以外の事務事業の見直しの中で具体的な★プロセスを、今まで具体的に進めてきたやり方がどうも時代に合わなくなっているということで業務プロセスの予算と連動した形で執行体制を大幅に見直している。そういった中で具体的な620名について今後頑張ってるやっついこうということで今事務的には進めている。具体的に870名ということでこの間落としてきたわけだが、おっしゃるように振興局の再編ということ。これは具体的には専門的な仕事を進めていくとかさらには広域的な仕事をさらに進めるとかいうことで、このあたり具体的な★につながっていると考えている。それと具体的にいろいろな部署で外部委託を進めており、そういう意味では具体的な★の★になっていないと考えている。

### **【新井】**

今後検討してもらおうえでもそうだが、私のほうでこの間2000年から2005年までの部局別の人員の数をを見せてもらったが、たとえばこの間病院関係で152人減っている。それから大学関係で90人減っている。一つひとつの現場の関係のところを言うと、確かに事務の効率かなりプロセスを簡略化することによってよりスリムにしていくということについては必要だと思っているが、やはり知事も言われているように現場対応の力が府政の上でも非常に大きな役割だろうし、それから住民サービスの直接の分野が後退してはならないということも大原則だと思う。そういう意味で言うと、確かに現実にはそういうふうに人事当局のところでは言われているけれども、人数の減り具合を見ていると福祉の分野でも30人減っていることだし、農林関係は振興局に入った関係で、統合された関係だが、普及センターが入ったというふうに計算するとそれ以外に分で100人くらい減っているという数字になっていくわけで、そういう意味で

言うとは現場の対応力の後退ということについては生じていないのかどうか、その点は職員長としてどう考えておられるのか。

**【職員長】**

再編に伴って具体的に先ほど述べた専門性を高めるとかいうことで、府民サービスの向上の低下につながる、さらにはもっと違うところで向上につながるというふうな形で★を進めました。それ以外に保健所とか児童相談所こちらあたりは、実はこの数年の間に保健所については10名増、児童相談所については5名、さらには17年度にはプラス3名ということで、いわゆる★に応じた形での執行体制の強化というのも図っているところで、他についても★等で行っているということで府民サービスの低下にはつながっていないと考えている。

**【新井】**

住民サービスの低下につながっていないというふうに今おっしゃいましたが、現実には災害対応のところで問題が起こったわけですから、一概なことを言わずに一つ一つについてよくチェックをいただくということをぜひお願いしておきたいし、それから児童相談所なんかの人員増というのは法改正とのかかわりも含めて基準が変わったわけで当然やらなきゃならんわけで、そういう意味で言うと私どもはより効率的な府政、府庁を作っていくということと同時に住民サービスや現場対応がしっかりできるようにしていただくということをぜひ個別に検討いただきたい。トータルの話で千人減らしましたというふうな話だけじゃなしに現場がどうなったんだということを人事当局としてはぜひつかんでいただきたいということを要望しておく。もう一点は先ほど斎藤委員からもお話があった職員のやる気とも関わって給与問題です。今年の人事委員会の勧告で本府が独自に実施している給与抑制措置が職員の生活に影響を及ぼすということが書かれて、そして職員が府民福祉の維持や向上のために真摯に職務に精励している実情を考慮して、平成18年3月31日までの期限となっているこの給与カット措置について人事委員会としてのああいう切望するという言葉が入っているが、現実には民間給与との比較で1万159円民間よりも府の職員のほうが低いという計算も出たわけですね。そういう点では今度の人事委員会勧告について府としてどのように受け止めておられるのかお聞かせ下さい。

**【職員長】**

人事委員会の勧告について、17年度については給料、扶養手当でさらには★ということで国に準じた形での勧告の内容なので、具体的にその人事委員会の勧告を踏まえたうえで進めていきたいと考えている。それから給与カットについて人事委員会のほうでも、人事委員会の給与★の元締めとしてそれについて従来から★わけですけど、実際問題としてこの18年3月に一応の給与カット条例が執行するということになります。ただいろいろと具体的な、先だっても総務のほうからも★ようでございますが、厳しい財政状況の中で果たして全体としてどうしていくんだということについて、今関係部局との間では意見調整をしているところで、今後十分な検討のうえ対応していきたいと考えている。

**【新井】**

給与の問題だが、確かに今の1万159円低いことについては労使間の交渉で合意のされた問題だと思う。しかし、現実としては民間と比べて府職員のほうがそれだけの低さになっている。これがやっぱり職員の生活の環境を悪くしているということが人事委員会の勧告でも言われてるわけで、これは労使間の話し合いで決着つけてもらう性格のもんだと思うが、こういう勧告が出て引き下げだけは実行すると、しかしこちらのほうは財政事情があっでできませんと、こういうような話にならないようにトータルな話として、ぜひ職員が意欲を持ってやれるようにしていただきたいと要望しておく。それと、それに関わって、これは意見だが、京都府白書で全国トップレベルの給与カットの実施という表現がしてあるんですが、正直に言ってこの人事委員会の勧告の表現から見ても、職員の気持ちから見てもこんな表現がいいのかというふうに率直に思った。これはやっぱり財政のサイドからしか府政運営を見てないのかというふうに思うので、これはぜひ職員長のところで対応もぜひお願いしておきたい。もう一点は今回、地域手当が導入という方

向で出てるわけだが、先ほどもあったように東京の場合は18%ということだが、京都の場合、京都市内は10%、そして南部関係が6%、亀岡以南のところでは3%、そしてそれ以外は0というのが基準値になる。人事委員会は今度、それ以外にも5年間の経過措置で3%はつけるとなっているが、率直に言ってこれをやると人事政策として人事異動がどうなっていくんだと。本庁に居れば10%、しかし郡部に入れば、例えば丹後の振興局などに配属されれば場合によっては0になる可能性もある。それだけの給与水準の差があるのかどうかという問題もあるし、それから同時にそういうことをやった場合に人事政策がどうなっていくんだというふうに心配をするが、その点についてはどうか。

#### 【職員長】

今回、地域手当の関係が申請されたが、人事委員会の勧告にもあるように経過措置を持っておるのは一つである。それから21年に見直しを図っていくということ、具体的にはその時点で、国は10年間その状態で見直していくということになっているが、人事委員会の場合にはご指摘のとおり具体的にはその間3%をプラスした形で暫定措置としておいているが、それがあつたので21年度に一回見直していくということで人事委員会の勧告がある。そういう意味では、それまでは具体的にはガクッと下がるということではないので、そこらあたり十分に見極めた形で私たちは対応していかなければと思いますし、人事政策上の問題ということでも、今後他の県、国が★というようなことなので、京都府だけが一人高いとか、それ以上の★という話についてはおそらく府民の納得を得られないと考えていて、十分にそのあたりも職員にも仕事のやる気を起こさせつつ、そのあたりも説明していきたいと考えている。

#### 【新井】

もう要望だけにしておくが、今あったように職員に理解をということだが、現実に10%と3%の格差ができてくるという、しかも土台のところでは1万あまりの民間給与よりも低い給与カットをやっているわけ。そういう中で理解だけを求めるというのは正直なところ理解できる話ではないんじゃないかと私は思う。そういう意味で、静岡県は人事委員会の勧告で全県一律の6%という措置を取ったようだが、ある意味で言ったら京都府の職員としてどの地域で仕事をしようとも職員として頑張ろうということの保障を作っていくうえではやっぱりその場所であれ頑張れる条件を作っていくというのが人事当局の仕事だと思うので、その点では先ほど話のあったように意欲を持ってやれるような体制作りにはぜひご努力いただきたいということをお願いいたします。

### **光永敦彦（日本共産党 京都市左京区）**

#### 【光永】

職員の健康管理について伺います。平成16年度の職員健康管理の概要というのを見ました。中身を見ると精神行動の障害が経年変化で前年度が54人から16年度72人へと増えている。しかも勤務期間90日以上というのが全体の72人のうちの50%を占めていると思う。これは疾患の特徴も表しているが、その問題の深刻さというのでも表しているんじゃないかと考える。そこで増加している原因をどういうふうに把握されているのか聞かせてください。併せて時間外労働の件については一人の月当たりの時間外労働のこの数年間の動向と、本庁と地方機関それぞれでどうかというのをお聞かせ下さい。

#### 【職員長】

メンタルヘルスの関係で、今議員ご紹介の通り、例えば7日以上休務しているという者が319名、そのうちの72名ということで、20%を超える者がそういうことです。これが3月以上ということになると56、5%に跳ね上がるということで、これは深刻な問題として私どもも全力を挙げて原因の追究というのか、これに対する治療等々についての指導についてもしているが、原因というのはなかなか千差万別だ

ろうと思うし、専門家に聞いてもなかなか原因というのは一概に言えない。家庭の事情もあるだろうし、もちろんそれ以外の周辺のこともあるだろうから一概に言えないが、ただ私たちはもし休務に関わった場合についての対応ということで、一番それはやっていかなければいけないということとともに、予防についてもしっかりとやっていくということで、従来平成12年度くらいからいろんな手を打っているということで、今後このあたりについては国等もかなり力を入れてきている中で、私どももさらにいっそう充実を図っていきたいと考えている。それと時間外労働の関係だが、14年本庁が一人一月ですが14時間、地方機関が6.3時間、合計8.1時間、さらには15年度が本庁13.9、地方機関が6.7、合計で8.4、16年度が本庁が17.4、地方機関が8.1、合計で10.3となっています。

#### 【光永】

一人当たりの時間外労働については特殊要因など台風などの影響などもあったかと思うが、いずれにしてもこれは連帯して削減していくという努力をお願いしたいが、最初のメンタルヘルスの関係ですが、確かに原因は一概に言えないという面があると思う。しかし、改めて当局としてしっかり見ていただきたいのは、この健康管理の概要を見ても、例えば府立医大で10名の方が休務されているというようなことも載っているのでそれぞれ特徴が出ているかと思う。なので例えば各保健所管内でも0のところもあれば出ているところもあるので、この点はそれぞれ個別要因が一人一人の要因というのもあるかと思うが、職場ごとの要因もあるかと思うので、その点で先ほどらい論議になっている職員の削減の問題やあるいは振興局の再編が始まった年でもあるので、これらの影響についてはどのように認識しているのか。

#### 【職員長】

人の削減とメンタルとの関係があるのかそのへん私たちも分析はしていません。ただひとつ数字があるのは、実は時間外問題との関係で具体的な例があるのは平成元年度に時間外が一人24.8時間ということで、16年度が先ほど申し上げたような数字なのでかなり減ってきているということだが、人の数も平成元年度は、これは知事部局だが7836名が16年度は7192名ということで638名減になって8%ほど減っている。人の数が多いから時間外の問題もあるし、イコールメンタルの関係もということはなかなかつながってこないのかなというようなことを思っている。ただ私たちはメンタルについては13年度にメンタルヘルス専門委員会というのを作ってそこで調査研究しているので、具体的に掘り下げた形で今進めているところですよ。

#### 【光永】

今おっしゃったように人員がそうとう減っているというのは先ほどから論議があった通りなので、これは個々の、例えば人が減ったから単純にということを行っているのではありませんで、それによって労働強化が起こったりだとかストレスが大変強くなったりだとか いうことは十分考えられる。私も何人かの方からお聞きするが、例えば洛東病院が廃止されてこれまでリハビリの職場に居られて、今度新しい急性期職場などに病院も移り異動された場合に、これは技術者としても新たなストレスが当然かかるわけで、これは単純に人員削減だけの問題ではなくて組織が閉鎖されることによる新たなこういう問題ということも当然あるので、これは改めてメンタルヘルス委員会を立ち上げてやっておられるのは承知しているが、職員の削減というのを個々具体的な問題としてどうストレスとして現れてるのかという角度から着目した対策をぜひ今後も打っていただくよう要望しておきます。そこで解決方向についてだが、一番こういうメンタルヘルス問題の解決方向で考えなければならないのは、私は二方向だと思っていて、ひとつは治療の一環として職場でどう対応していくのかということと、あるいは復帰目的としてどうやっていくのかという両方大事だと思う。例えば精神科デイケアに行ってそれから仕事に行くだとか、そういう治療としてもあるし、復帰したとしても100%働かないで半日だとか2時間とかそういうやり方もあると思うが、それぞれの検討状況はどうなっているのか。

#### 【職員長】

議員のおっしゃるとおり、おそらくメンタルだけではないが予防も大事だし、もちろん治療にかかれば専

念するということで大事だろうし、それとメンタルの場合特に治ったというかかなり軽快したあと職場復帰するまでの間のいわゆる復帰後のプログラムについては実は国のほうでも今一定思案を持っているようで、具体的に他の状況も踏まえて復帰の関係の取り組みについては今私どものほうで内部的な力を入れて頑張っているところだが、国のそういった動きも踏まえながら、これについてはきちっとした形での対応をとっていけないと思っている。

**【光永】**

この問題はメンタルヘルス問題での休務期間が長い方が増えているものなので改めて全力を挙げて欲しい。最終的には組合との話し合いなどもあると思うが、そこらへん実情をしっかりとそれぞれ調べてもらって強化していただきたい。

**決算特別委員会 警察本部書面審査 2005年11月8日**

**原田完（日本共産党 中京区）**

**【原田】**

木屋町の風俗店、客引きなどの問題について伺います。

木屋町それから祇園等繁華街はまさに観光都市京都の顔としてあるわけだが、全国どの都市に行っても繁華街は当然あるが、京都というのは特別な都市ではないか。それは国際観光都市、それから歴史都市として大きな世界的にも有名なところであり、そういう特別な地域のところで今、性風俗の店がどんどん増えてきている。これに対して今しっかりと取り組みをとということになされているということはよく存じているが、★小学校が廃校後、性風俗だとか最近で言うとかセクキャバというようなまさに性風俗店まがいのような店舗も含めて増えてきているわけだが、この取り組みは、この出店が大阪のほうからかなり資本が流れてきているというふうな話も伺うが、そのような状況に対してどうなっているのかという点があるわけだが、地元でも地元の自治連合会、住民組織、先ほど紹介のあったように夜間パトロール等もやられてもう3年を過ぎ4年目になると思うが、私もできる限り参加しているが、ここのところが今そういう木屋町を浄化しよう頑張っている。同時に地元の人たちが今自分たちの住んでる町を何とかしようということでもまちづくり委員会を作って検討されているが、その中で大きなネックになっているのが今の木屋町の性風俗等の店舗の問題、治安の問題というのが大きな問題としてある。そこで、木屋町での性風俗とか性風俗まがいの店舗というのがどれくらいあるのか。あるいは祇園ではエステとかマッサージという形で、これも性風俗まがいの営業をする店が増えてきていると思うが、そのところでの状況について把握、10月の中旬に先ほども話があったように暴力団の追放ということでのローラーをやられているが、その時にそういう店の状況等もチェックをされているのかどうか教えて欲しい。

**【生活安全部長】**

現時点で私どもが承知しているのは、これは届出のあるものだが店舗型のファッションヘルスが25店舗、キャバクラとかエステ、マッサージ等で性風俗まがいの営業をやっている店が、そういう疑いがあるのが約80店舗くらいかなというふうに見ている。

**【原田】**

今そういう店が増えてきている中でこの検挙状況については先ほどご質問があったので省くが、こういう対応との関係で移動交番の設置というのが議会で予算がついているが、これが9月頃というのがだんだん10月になり、今11月というような状況になっているわけだが、これの設置予定はだいたいいつ頃に、もうかなり予定から言うと遅れていると思うが、いつ頃設置の可能になるのか。

**【生活安全部長】**

現在、車検等の手続きあるいは付属品等の設備等を行っており、概ね11月中旬ごろには配置できるので

はないかと考えている。

**【原田】**

これも当初は9月頃というところからだいぶずれ込んできているので早急に、また日にちも、地元の人たちもそういう意味ではいつ設置になるのかということのをいろいろとお聞きになる方もおられるので、できるだけ早いうちに明確をしてご連絡いただければと思う。それと同時にキャバクラ等の風俗店の無料紹介書が木屋町ではかなり件数が増えてきている。大阪から比べると数ではないというふうな意見もあるようだが、ようは数ではなくてやっぱり中身の問題ですから、この性風俗店は紹介ができないというふうになっているが、それまがいの先ほど言ったセクキャバというような店も紹介をしているわけで、この紹介書の取り締まりあるいは規制ということ、その方向での今現在の対応というのはどうなっているのか。

**【生活安全部長】**

風俗の無料案内書については、大阪は現時点で130ある。京都については8店、祇園地域は1店それから木屋町地域に7店となっている。これについて今数の問題ではないというご指摘だが、実態を見てみると大阪の場合はかなりの客引きとか、店舗の外側に女性の写真をいっぱい貼ってるといような目に余る状態があるわけだが、京都の現時点での実態としては外側にはそういったポスター等は掲示させてないし、客引きも無料営業所としての客引きは見られないという状況で、今後とも業者に対しては先ほどご指摘のキャバクラ等の仮装した店舗を紹介しないように、そういうことを紹介した場合で事件的に把握した場合には★罪を適用するという警告もしているし、そういった卑わいな写真とか広告は出さないように、これもその都度指導していて、現時点では指導に従っているという状況である。

**【原田】**

風俗の無料紹介所についても大阪等では規制という形で明確に方向を打ち出しておられるので、京都でも今言われたような、確かに表には写真は出ていないけれども表から中の写真が十分見えるわけで、やはり最近では確かに特別警察隊配置以後たむろするというのは少し減ったが実態としては同じような状況がるわけで、これについてはぜひ取締りの強化を図っていただきたい。次に一部料飲会社の方からも若干特別警察隊の関係で意見を伺っていると、あまり制服の方が目立ちすぎるとやっぱり木屋町は怖いとかというイメージをお客さんが持つことが心配だという声もあるが、制服組を一定数にして私服での警備も含めての努力ということも含めてぜひ取り組みとして強化できないのかどうか。東京では各行政区間、★からの関係も含めて東京都や区役所等も一緒になって連携して取り組みが行われたが京都の場合はその点はどうのような方向で考えているのか。

**【生活安全部長】**

現在の重点が府民に見える形で目に見える成果を挙げる必要があるということで、当面の重点を★の取締りとか駐車違反の取締りに置いている。そういった意味で祇園木屋町特別警察隊は制服でパトロールすることによってそういったことを抑止あるいは取締りをしているということである。また客引きについては私服部隊を別途投入して客引きとか無許可無届けの風俗営業とか性風俗店の取り締まりをしているという現状なので、その時点の治安情勢を★しながら最も効果的な方法で実施していきたいと考えている。

**【原田】**

ぜひその点も営業をやられている方等の意見も十分に★しながら対応をお願いしたい。次に、風俗店でもバーや従来の営業をしているところ、それから性風俗あるいは性風俗まがいとしっかり区別をした対応が必要になってくると思うが、性風俗や性風俗まがいの店舗の出店の問題だがひとつは検討が必要ではないか。教育施設等からの距離規制というのが50メートルというのがあるが、性風俗店やそれまがいの店舗についてはもっと距離を拡大をする、今の距離の規定から拡大をして規制の強化を図ることが必要ではないか。その点での府としての考え方あるいは国への要望等も含めてどのような考え方を持っているか。

**【生活安全部長】**

規制については全国的に統一された基準という一定の線がある。規制についても最低限度の規制ということで、現時点では保護対象施設に対する規制の距離を強化する時期にはない、特に情勢の変化はないというふうに考えている。

【原田】

今の情勢がそういうことではないということだが、現実には木屋町や祇園のところでの今の治安の問題を含めてああいう状況が生じている。これに対する具体的対応策として一定の規制等の検討が大いに必要だと思うのでその点を強く要望しておく。

## 前窪義由紀（日本共産党 宇治市）

【前窪】

捜査褒章費の使途について、16年度に監査が行われているのでお聞きします。

刑事部の捜査褒章費について11年度から15年度までの捜査褒章費の執行状況は平成13年度を境に激減しています。そのうち現金謝礼約1200万円が約500万円と急激に変化をし、15年度は140万円ほどになっている。現金謝礼の領収書が添付されていない割合は11年度は75%、13年度以降は約20%となっているが、なぜ急激にこの年度で変化したのか。

【】

減少理由については先の報告のとおり一つとしては近年の★の急激な増加とか警察に対する相談事が多くなったとか、こういう形で現象面に終わる事案が多くなったというのがひとつあって、二つとすれば★捜査、鑑識★の★のこういう形のように従来の操作方が若干異なってきた。三つとすれば国民の警察に対する協力意識の変化。さらにはこの13年度に捜査★が導入され制度が変わったなどこういう形のもの、一概に言えない部分もあるがこの4点が言えるかなと考える。

【前窪】

捜査褒章費の全体の執行額の減少分はもっぱら領収書のない現金謝礼によるものと。内部調査ではどのようにこれを把握し解明されようとしているのか。

【総務部長】

先ほど申し上げたように捜査そのものの執行額というのはその時々々の治安情勢によって異なってくるし、我々の捜査重点対象によっても異なってくる。それでもってなぜこんな形に減っているかというのは非常にこの部分は具体的にお示しにくい部分で、情報公開制度こういう形のものも若干影響しているかなと。さらには捜査費の問題等踏まえて、我々捜査を執行する側の捜査員がややためらうという部分があるかなと。それは当然、協力者の保護の形とで、現在進めている調査においては当然関係職員、これは★費を執行した者だが、この交付をしたときに得られた成果物というのは事件の情報であり操作の進捗状況という話になるが、協力者と接触したときの状況を夢寐詳細に具体的にチョイスして、当然それに対して当時の事件記録簿さらには捜査員が個人的に事後録というのを作るので、こういう形のものとしっかり★してって捜査員が執行した捜査費そのものが領収書のないものについても適正に使用されているか、さらには現金謝礼の部分でも遠くへ行って現金を執行しているということになると当然その分については動くということなので旅費が伴うという部分があるので旅費等との★、当然車で行けば車の使用という形のと★して厳格に厳選に調査しているという状況です。

【前窪】

時間もないのでもう少し簡潔にお願いしたい。

11年度および12年度の執行分について現金謝礼のうち領収書の添付していないものについて、これは全部書で内部調査すべきだと監査委員のほうから要請されている。刑事部の例で言えば11年度分が420件、

約 990 万円、12 年度が 323 件、約 850 万円ということだが、全部書で調査をされるということで理解をしてもいいのか。現在やっているのか。

【総務部長】

現金の執行分、現金謝礼については 15 年度はすでに報告しているので 14 年から 11 年にさかのぼってこの 4 年間、全所属の★について調査している。

【前窪】

監査委員から捜査褒章費の 13 年度から 16 年度までの執行分について、特に領収書の添付のないものを中心に改めて内部調査による点検を要請されているということなので、あわせて厳格な取り組みを求めている。監査委員による情報提供者等からの聞き取り調査について、監査委員が捜査褒章費の受取人である情報提供者から直接聞き取りの必要性があることから警察本部に再三要請したが協力を得られなかったとの報告がされている。職務上の守秘義務がある監査委員になぜ協力をしなかったのか。

【総務部長】

謝礼を渡した捜査協力者、情報提供者ということになるが、当然我々情報を取る、事件関係で取っていくという形になると非常に、例えば★の表裏に関する情報とか★の部分、いわゆる闇の部分の情報というのは極めてこういう形のものが多い。さらには犯罪の周辺者という形のものに聞いていくと。とりわけ確信に触れていこうとすればそれに近い人にぐっと入っていくということで、やはりこういう方というのは組織もそうだが、情報源は秘匿してくれというのが普通で、一般的なものの売買のようにすぐに★をくれというのは非常に困難な状況です。これは当然人間関係ができて誰々さんですからじゃあ言いましょうという話になるわけだから前提は秘匿という形になり、元来このものについては警察内部においても一部のもの★明らかにしないというのが現状です。こういう協力者に対して例え警察職員といえども協力していただいた捜査員の第三者が接触するというのはやはり居力者というのは信頼関係でできているので、この信頼を裏切るという形になる。そうなる和我々の将来の情報源というのが得られなくなる、困るという状況になる。これは今の公安にかかる、さらには事件にかかる捜査活動に重大な支障が生じるということで、この方に直接当たるといっては慎重にすべきと考えている。

【前窪】

協力者ですが、それぞれのケースによって違うと思う。監査委員のほうは守秘義務がある。ですから一律に協力者を全部協力しないという、そういう拒否をする裏づけとなる法的根拠は何かあるのか。

【総務部長】

これは法的根拠とかそういう形ではなく、協力者の濃度の問題をおっしゃっているようだが、協力者というのは我々を信頼して人間関係を作って協力していただけないという濃度がある。けどそれでやって濃度の軽い方にあたった場合に当然そういう形のもので、事実が知ればすべての協力者が引き下がっていくので、我々とすればやはり提供者に対しては接触は慎重にならざるを得ないということです。

【前窪】

協力者あるいは事件を捜査している場合でも事件の内容によって警察本部のほうはその事情は全部把握されている。ですからそのところで全面的に法的根拠もないのにシャットアウトするというのは非常に無理があると思う。ケースバイケースで対応すべきで、監査委員の権限としては地方自治法上に、必要のある場合は関係人を出頭させることができるという法的根拠があるわけだから、そういう立場で対応していただきたいと思います。最後になるが捜査褒章費の問題について監査委員の指摘、要請事項をどのように受け止めているか。公安委員会としての受け止め方について委員長にお聞きしたい。

【公安委員長】

今年の 7 月にこの件に関してのみ公安★全員が集まって鋭意検討した。その結果おっしゃった中にもあるように我々としては今、矢野部長が答えたようなことではなかなか府民の納得は得られないという結論を出したけれども、また一方で確かに警察官個人の信頼関係で得た情報を、例え監査委員であろうと情報を

提供して監査委員が直接当たった場合に、これがやっぱり広がっていった場合の影響も考えるとなかなか難しい問題であるなどということも理解したが、結論としては今後、再発するようであれば今度は外部監査を入れての監査をやるべしというふうな結論を★宛てに答申したしだいです。

【前窪】

警察本部を管理するという公安委員会の立場として府民の理解が得られるようなこれからの取り組みを強く求めておく。

## **決算特別委員会 監査委員書面審査 2005年11月7日**

### **前窪義由紀(日本共産党 宇治市)**

【前窪】

警察本部の捜査褒章費等の監査を地方自治法 199 条第 5 項によって 16 年度に行われている。知事部局のこの監査について知事部局の事務的な応援を得る中で実施したとされているが、どのような体制を組んで監査に臨まれたのか。

【監査委員】

警察の捜査褒章費について新聞等で掲載された刑事部について監査を実施した。平成 11 年から 15 年度までの 5 年間です。相当膨大な件数だったので知事部局、特に財政課それから会計課の職員の応援を持って監査を実施しました。

【前窪】

その体制だが知事部局からどの程度の応援をもらいやられたのか。

【事務局長】

調査に当たって監査委員の事務局に配属している調査員が約 12 名、それに会計課および財政課から 15 名ほどの職員、これは日によってメンバーが変わりましたが約 10 日間ほどにわたって警察本部の調査をしたしだいです。

【前窪】

監査結果報告というのが出ているが、この中で「捜査褒章費の監査対象としては確信ともいえる情報提供者等への接触が制限されるなど監査を進める上での限界があり、監査結果が捜査褒章費等を巡る不透明な部分をいまだ払拭しえていないことを強く自覚するものである。また警察本部に対するいくつかの問題提起は同時にそのまま監査委員としての課題であると認識している。」このように述べられている。監査委員としての課題であると認識してるといっているのはどういうことなのか。

【監査委員】

いわゆる私どもの監査委員としての権限、これは地方自治法に明確に記載されているわけで、その域を出て私どもが捜査褒章費について協力者の我々自らの聞き取り調査が出来得なかったということについて法上の課題があるというふうに認識している。

【前窪】

それは同時に監査委員としての課題であると認識しているのは、今後の監査のあり方についてどういう行動をとられるかっていう意味を含んでいるんだと思うが、どういうことなのか。

【監査委員】

私どもはいつの時代にあっても監査というのは最終まで突き進めて、具体的に事実をつかみ、そしてそれを監査結果として報告していくという義務があります。しかし、相手方から拒否をされて、そこで強制的に入っていく聞き取り調査をするという権限までは与えられていない。そういうことへの課題があるというふうに考えている。

【前窪】

地方自治法第 199 条 8 項ですが、監査委員の職務権限として監査委員は捜査のため必要があると認めるときは監査人の出頭を求め、もしくは関係人について調査をし、もしくは関係人に対し帳簿書類、その他の記録の提出を求めることが出来る云々となっている。この条文を適用すれば情報提供者等への調査ができるのではないかと思うが、どうなのか。

【監査委員】

私どもも長い期間、数ヶ月に及ぶ監査の過程の中で警察に対しそういった形で我々として協力者への聞き取りを行うということは何回も申し上げてきた。しかし今言われた地方自治法の 199 条の第 8 項はそういうようなことが出来るということであって強制の権限がないということでもあります。

【前窪】

そうすると前段で触れさせてもらった不透明な部分をいまだ払拭し得ないことを強く自覚するものである。そしてその監査委員としての課題であると認識している、そういうくだりについてはむしろ監査委員としてじゃなくて警察本部の方にそのことが言えるのではないかと読みとらしてもらったが、そういうことじゃないのか。警察本部がやはり協力しなかったというここに問題があるんじゃないのかなと思うが、その点についてはどうか。

【監査委員】

先ほどからお答えしていると通りの考え方でいるが、16 年度の監査結果報告の中での警察にかかわる捜査褒章費については調査の方法や新緑状況について確認を行ってき、そして★の相手方にかかる調査等、監査委員による確認が出来なかった部分も含めて早急に結果をまとめ府民への説明責任を果たせということが書いてるわけでした、当然警察に対して今までから繰り返し言ってきたことだ。

【前窪】

当然のことだと思うが、そういう旨も書かれているし私もそういうところは読ましてもらった。先ほどから何回も言っているように監査委員としての、この監査をやられた結果、今後そういうところをどう改善していけば先ほど言ったように監査委員として自ら省みて不十分だったということと言わなくても済むということになるのか、その辺の方向性というか姿勢について伺っておきたい。

【監査委員】

先ほどから言うように、私どもは最終段階まできちんと監査が出来て、そして具体的な事実に基づいて監査をしていくというのが私どもの責任だというふうに考えているが、それが出来なかったということであって、それを出来るようにするためには当然のことながら法律を改正してもらわなければ出来ません。

【前窪】

監査委員の立場としてそういう方向で努力をしていただきたいし、なお現行法制の中でも不十分なところ、警察本部なら警察本部ここに強力に働きかけると同時に知事にもその立場に立っていただくようなそういう構えで望んでいただきたいということを求めておきたい。

次にこの問題の処理と関連してだが、監査の改革についてということで、去る 10 月 3 日京都府における監査の改革についてということが監査事務局から公表された。監査の改革の柱としてひとつは監査の質的改革、二つは監査執行方法の改善、三つは府民に開かれた監査、これを行うとしているが、現在の監査のどこをどのように改革しようとしているのかももう少し府民的にわかりやすく説明して欲しい。

【監査委員】

私どもは今監査の改革ということでこの監査委員会議の中で検討を進めている。私どもの本質的な法に基づく監査というのは定期監査だが、いわゆる財務会計、財務関係これが正確に執行されているか、それから法律規則等にのっとって執行されているかということであるわけだが、実はこれまではそういうことを中心にしつつ、そしてその時その時の課題の中で随時監査を実施していくという立場をとっていたが、やはり私も含め監査委員の皆さん同じような考え方持ってもらえていると思うが、我々は監査をする過程の

中で直接現場の視察も行いそこで意見も聞き話ししながら監査を実施してきている。そういった中でやはりこれからの監査というのが財務の正確性、★を中心としつつも本当に一つ一つの事業について経済性あるいは効率性あるいは有効性なども視点に入れた監査がこれから必要になってくるんじゃないかということで今現在少しシフトを移したいということで考えている。それからご承知のとおり我々は1年間を通して監査を実施してきて、そういう中で相当の指摘なり注意あるいは行動の注意とかいろんなものがでてくる。そういったものを集約して議会に報告するのは★になると、1年に1回報告をしてきているということで少し、4月にやった監査が来年の6月まで冊子すら出てこないという状況があって間延びするということになるので、四半期ごとに我々の調査を報告し、そして是正を求めていくというような方向でやっていきたい。それからもうひとつは、やはり府民の目線に立った監査というものがこれから必要なんではないかというふうに考えている。そういったものを立場に立った監査をやっていこうとするとやはり府民の皆さんの意見なり提案、苦情があると思う。そういうものをお聞きをして、そういったものを監査を通してこの府政の発展に活用していくというようなことをやっていきたい。細かいことはありますが今の3点についてやっていきたいと思っている。

#### 【前窪】

大事だなと思うのは、スピードアップを図るというのも非常に大事だなと。つまり前年度起こったことに対して次年度すぐに是正をされていくということが必要だと思うし、今年度の監査委員の監査計画では、前年度監査の指摘事項は是正されているのか、そういうようなことを監査の着眼点ということで触れられているので、私が申すまでもありませんがその観点に立てば先ほどの警察の褒章費等のまだ未解明な部分なども追跡的な監査の立場からそういうことも解明のためには必要だなという風に思うし、現にそういう方向で臨んで欲しいわけです。もうひとつ、先ほど申された府民の意見を敏感に反映してというか、そういったことを意識しながら府民の要望とか疑問等にこたえていきたいという姿勢だということで、それは非常に重要なことだと思うしぜひ改善をしていただきたい。こういう意味で私もこれまで住民監査請求などなかなか法的にいろいろと仕組みがある部分ということでなかなか難しい面があるが、いろんな府民が疑問点について監査委員に提起をする。なかなか門前払い的な部分も結構多かったように思うんですね。ですから法に基づく監査請求そういうものにかかわらず、やっぱり新聞紙上にぎわしてるとかあるいはいろいろ府民の声が府庁にいろんな手段を通して届けられてるだとか、そういったこともぜひ敏感に受け止めてもらって監査業務に反映していただきたいということで、今後の改革のなかでそういったことが成果となって現れるようにしていただきたいと思うが、最後に姿勢だけうかがっておきたい。

#### 【監査委員】

私どもも監査の★の改革ということで現在検討を進めているので4人の監査委員のいろんなご議論の中で決まってるかなと思ってる。いろんな意見を聞くという部分については一人監査委員の話だけではありませんので全庁的にまだまだつめていく部分があるかなと思ってる。